

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年11月11日

横浜市契約事務受任者
青葉区長 中島 隆雄

1 契約の概要

第50回衆議院議員総選挙にかかる青葉区役所期日前投票所の設営・撤去及び器材借用委託

2 履行(納品)場所

青葉区役所

3 契約日

令和6年10月7日

4 履行日又は履行期間

令和6年10月11日から令和6年10月29日まで

5 契約金額

1,484,890円

6 契約の相手方(名称及び所在)

法人名 株式会社テイクフォー

所在地 神奈川県横浜市緑区中山5-14-16

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

第50回衆議院議員総選挙の区役所期日前投票所の設営においては、衆議院選挙の日程確定から期日前投票開始までの準備期間が大変短いため、市内全区において設営業者及び設営にかかる器材の確保等の業務を執行することから、通常の契約手続を行う暇がなく、設営業者の確保がなされなかった場合、適正な業務の執行が困難となり、市民及び本市にとって重大な支障が生じることが予想されたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び令和6年9月17日付け財契二第1381号通知に基づき、緊急契約(単独随意契約)による会場設営及び器材借用により対応しました。

8 契約の相手方の選定理由

一般競争入札の有資格者名簿に登録されており、早急な対応が可能のため。

9 所管課

青葉区総務部総務課